

Q32 3時限目 51 頁の過去問 問 10 の回答について A：○とのことですが、「該非確認手続きを定める法的義務がある」のはリスト規制に該当する貨物等の輸出者に対して課される義務規定であり、本問では 16 項に該当する先端材料を輸出しているケースとしますので、「該非確認手続きを定める法的義務がある」には当たらないと思いますので、答えは×ではないでしょうか？

また、B について、「メーカー Q は子会社に対し、遵守基準省令に基づき、～～適切な指導を行う法的義務がある」で、○であり、法的（努力）義務と説明がありますが、それでは 39 頁に記載のイ～ヌは義務・努力と区別されていますが義務・努力に関係なくいずれも法的義務という認識でよろしいでしょうか？その認識で合っている場合、子会社指導、監査、研修等は努力規定であっても、法的義務でもあるので必ず実施しなければならないという事でしょうか？

過去問10の解答

AからCの解答として正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

A 本邦にあるメーカーPは、輸出令別表第1の16の項に該当する先端材料を毎月、ベトナムに輸出している。この場合メーカーPは、遵守基準省令に基づき該非確認責任者を選任の上、該非確認に係る手続きを定める法的義務がある。

ボイ 該非確認責任者選任は全ての輸出者に課される義務

B 本邦にあるメーカーQは、経済産業省から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者ではないが、毎年数回、個別許可を取得して、輸出令別表第1の6の項該当の工作機械をブラジルに輸出している。工作機械の据付は現地の子会社が行っている。この場合、メーカーQは子会社に対し、遵守基準省令に基づき安全保障貿易管理に関する適切な指導を行う法的義務がある。

ボイ 子会社に対し行う指導等の体制整備と指導は法的(努力)義務

C 本邦にあるメーカーRは、特別一般包括許可を適用して、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路を毎月、インドに輸出している。最終需要者への販売は現地の子会社ではなく、関連会社に委託している。この場合、メーカーRは関連会社に対し、外為法等遵守事項に基づく安全保障貿易管理に関する適切な指導を行う法的義務はない。

ボイ 特1包括の申請者の要件に、チェックリスト受理票提出による外為法等遵守事項の確実な実施がある

1. AOB0CX

A32 まず、上記図の下に「1. A○B○C×」と正解を表記しましたが、「1. A×B×C×」に訂正させていただきます。ご質問いただいたとおり、Aは×になります。Aは、輸出令別表第1の16の項に該当する先端材料を毎月輸出していることから、遵守基準省令第1条第一号イの「該非確認責任者」を選任する法的義務があります。しかし、リスト規

制該当貨物の輸出は行っていないことから、特定重要貨物等輸出者等ではありません。よって、遵守基準省令第1条第二号ハの「該非確認に係る手続を定めること」（法的義務）は、負いません。したがって、Aは×となります。

Bについては、本邦にあるメーカーQは、毎年数回、個別の輸出許可を取得して、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械をブラジルに輸出しています。しかし、メーカーQは、輸出管理内部規程を経済産業省に届け出ていませんので、外為法等遵守事項で規定する法的義務を負いません。子会社に関する遵守基準省令第1条第二号チの規定は、努力規定ですので、Bは、法的義務を負いませんので、×ということになります。

次の、義務・努力の規定についての質問ですが、（法的）義務規定と努力規定は、別のものです。遵守基準省令では、「〇〇すること」と規定されている場合は、（法的）義務規定ですので、強制力がありますが、「〇〇するよう努めること」と規定されている場合は、努力規定であり、強制力はないとされています。